

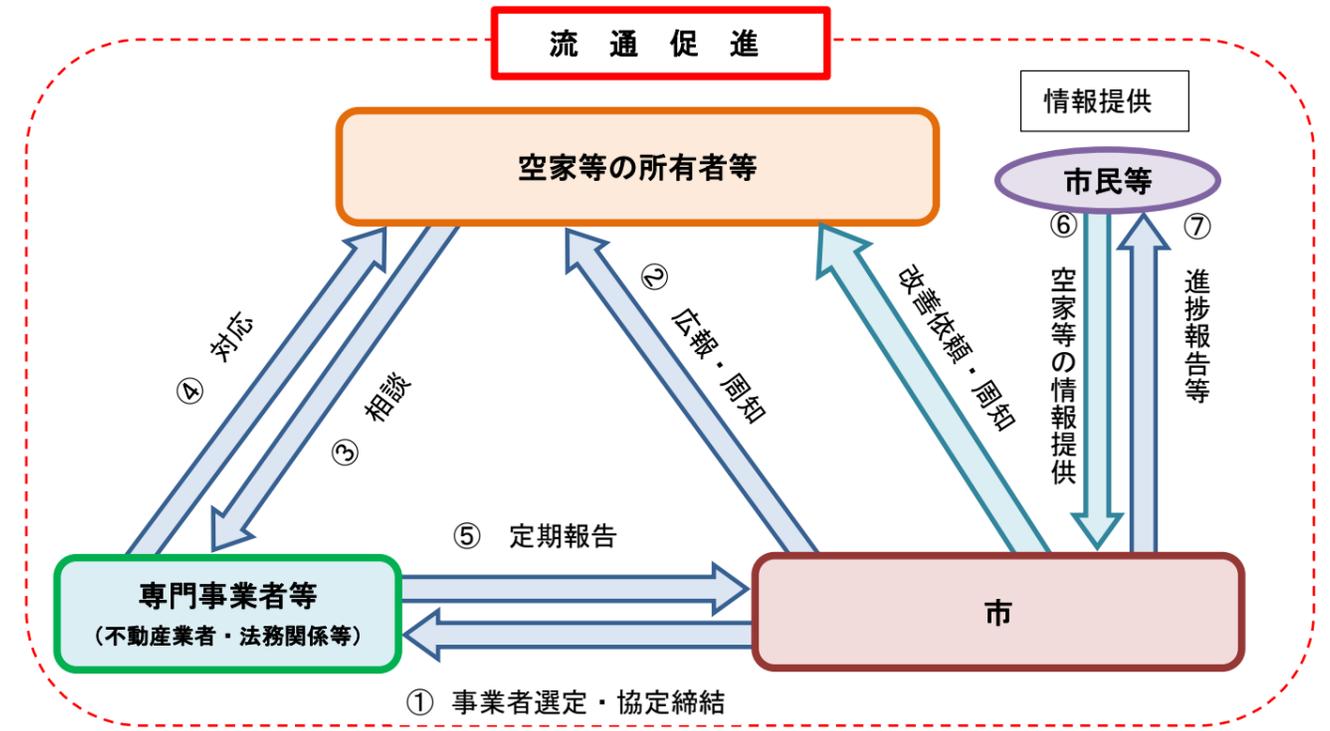
(仮称) 久喜市空家等地域流通促進事業 (案) について

○空家等の利活用の促進と市民サービスの向上を図るため、所有者等が安心して当該事業を利用できるよう、多岐に渡る所有者等の依頼に速やか、かつ丁寧に対応することができる事業者を公募する際の条件を設定します。

公募条件

(1) 不動産関係

1	市内に事業所を置き市内で事業を行ってから5年以上経過していること
2	宅地建物取引業免許を取得していること
3	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉本部に入会していること
4	県が公表している宅地建物取引業に基づく監督処分結果一覧表に掲載されていないこと
5	土地付き中古住宅の売買、賃貸の代理又は仲介の実績があること
6	市街化調整区域内の土地又は土地付き中古住宅の売買、賃貸の代理又は仲介の実績があること
7	電話、FAX、自社のホームページがあること
8	市税を滞納していないこと



(2) 法務関係

< 弁護士事務所 >

1	久喜市内に事業所を置き、経験年数が5年以上であること
2	埼玉弁護士会に所属していること

< 司法書士事務所 >

1	久喜市内に事業所を置き、経験年数が5年以上であること
2	埼玉司法書士会に所属していること
3	日本司法書士会連合会が定める単位制義務研修を必要単位以上取得していること